

## 電力需給対策に関する制度見直しについて(追加措置事項)

平成 23 年 6 月 1 日  
内閣官房 副長官補室  
内閣府 行政刷新会議事務局 規制・制度改革担当事務局

### 1. 非常用自家発電設備の活用に係る大気汚染防止法の運用

夏期の電力需給対策に配慮して、気候条件等環境負荷に係る要素を総合的に勘案することを前提に、非常用自家発電設備を需給ひっ迫が生じる時間帯に需要減少のために運転できるものとして取り扱うよう周知する。(5月20日付で環境省から地方自治体に対し通知を发出)。

### 2. 騒音規制法の騒音規制の取扱いについての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、夏期の需給状況を踏まえ、騒音規制の取扱いに関し、住民への影響に十分配慮をした上で適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

### 3. 振動規制法の振動規制の取扱いについての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、夏期の需給状況を踏まえ、振動規制の取扱いに関し、住民への影響に十分配慮をした上で適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

### 4. 自家発電設備の活用等に係る振動規制値の自治体上乗せ規制に

#### についての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、振動規制法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。(5月30日付で環境省から地方自治体に対し通知を发出)。

## **5. 移動用自家発電設備の臨時的な設置に係る公害防止組織整備法**

### **上の公害防止管理者選任要件の運用についての通知**

今夏の電力需給対策の実施に当たり、臨時に移動用自家発電設備を設置する場合であって、公害防止管理者の選任ができない場合には、適用時期の限定等を条件に、公害防止管理者の選任要件となる排出ガス量の算定除外とすることができる旨、経済産業省・環境省から地方公共団体に対して通知を行う。

## **6. 消防用設備等の非常用発電機の活用**

夏期の電力需給対策の一環として、消防用設備等の非常電源である自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点を需要家等に明確に伝える。

## **7. 1年単位の変形労働時間制の弾力的な運用**

夏期の電力需給対策を実施するためには1年単位の変形労働時間制を計画どおり実施することが著しく困難となる場合も想定されることから、一定の要件のもと、労使の合意により、一旦締結した変形労働時間制の労使協定の変更や解約、新しい協定の締結が可能と解される旨の解釈を示す。